

広島県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十九年十月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人里仁会 仁生病院	三原市皆実三丁目3 番28号	名称	医療法人里仁会 介 護老人保健施設仁生 苑
指定身体障 害者支援施 設	広島聖光学園	三原市小泉町1044番 地	名称	障害者支援施設 み のり聖光園